

## 秋田県健康づくり審議会感染症対策分科会肝疾患対策部会設置要領

### (目 的)

第1 この要領は、健康づくり推進条例第25条第2項の規定に基づき、肝炎対策を調査審議させるため、健康づくり審議会感染症対策分科会のもとに、肝疾患対策部会を設置する。

### (部会の運営等)

第2 部会の委員数、任期、部会長、部会の開催等については、健康づくり審議会条例第22条から第26条による。

### (委員構成)

第3 部会の委員は、次の関係機関の代表者によって構成する。

- (1) (社) 秋田県医師会
- (2) 医療機関
- (3) 患者会
- (4) 市町村
- (5) 保健所
- (6) その他、知事が必要と認める関係機関

### (所掌事務)

第4 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 肝疾患の要診療者に対する保健指導のあり方について
- 2 肝疾患診療体制について
  - (1) 肝疾患診療連携拠点病院について
  - (2) 肝疾患専門医療機関について
  - (3) かかりつけ医と専門医療機関との連携について
  - (4) 肝疾患診療に関わる人材の育成について
- 3 肝炎治療特別促進事業について
- 4 その他知事が必要と認める事項

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。